

庄内川水系河川整備計画 (第4章第3節等)の点検

令和3年12月2日

国土交通省 中部地方整備局

庄内川河川事務所

目次

第4章 河川の整備の実施に関する事項

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

<第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項>

- ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する整備

<第2項 河川環境の整備と保全に関する事項>

- ・ 人と河川との豊かなふれあいの確保
- ・ 良好な自然環境の保全、再生
- ・ 良好な景観の維持、形成
- ・ 水質の保全

前回実施

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

<第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項>

- ・ 河川管理施設等の機能の確保 ……p. 3
- ・ 平常時の管理 ……p. 4
- ・ 洪水時などの管理 ……p. 5
- ・ 防災関係施設の整備 ……p. 7
- ・ 河川情報システムの整備 ……p. 8
- ・ 被害を最小化するための取り組み ……p. 11
- ・ 排水ポンプ運転調整ルールの的確な運用、基準の見直し ……p. 13
- ・ 流域における危機管理対策の推進 ……p. 14

<第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

- ・ 河川水の利用 ……p. 16
- ・ 渇水時の管理 ……p. 16

<第3項 河川環境の整備と保全に関する事項>

- ・ 河川空間の適切な利用 ……p. 18
- ・ 良好な自然環境の保全 ……p. 19
- ・ 良好な景観の保全 ……p. 20
- ・ 水質の保全、監視 ……p. 21
- ・ 水質事故への対応 ……p. 22

第5章 地域と連携した取り組み

第1節 人と川との関わりについて

- ・ 地域と進める川づくり ……p. 24
- ・ 社会的な課題への支援 ……p. 25
- ・ 健全な水循環系の構築 ……p. 26
- ・ 流域における対策 ……p. 26

第2節 庄内川の川づくりの進め方

- ・ 地域とのコミュニケーション ……p. 28
- ・ 住民参画による川づくりの推進 ……p. 29
- ・ 国際的な交流や情報交換等の促進 ……p. 30

今回実施

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項

洪水、高潮等による災害の発生の防止
又は軽減に関する事項

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

河川管理施設等の確保

※河川管理施設・・・ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等

現行整備計画における主な記載内容

- ・平常時、出水時若しくは地震時等において、河川管理施設の河川巡視や施設点検等を行い、計画的にきめ細かい点検、補修を行うことにより、長期にわたり効用を発揮できるように努める。
- ・堤防の兼用道路や堤外アンダーパスについては、道路管理者等と連携・調整する。
- ・堤防の弱体化、堤防の損傷、河川巡視、及び水防活動等への支障、河川敷利用の阻害、通行の危険性等の堤防道路が抱える様々な課題については、学識経験者等により構成する庄内川堤防道路検討会や庄内川堤防道路出水時規制調整会議等により検討を進め、改善を図る。

現行整備計画の点検

- ・河川管理施設を長期にわたり効用を発揮できるように継続して施設点検等を行っているところ。
- ・庄内川堤防道路については、都市部における道路としてのニーズと堤防としての機能確保から道路管理者と定期的に協議しているところ。
- ・庄内川堤防道路における出水時通行規制に関する協定をH19に清須市、H21に春日井市、H22にあま市と締結済。



巡視



通信設備の点検状況



堤防道路における出水時通行規制

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

平常時の管理

現行整備計画における主な記載内容

(1)適切な管理の推進

- ・ 河川の状態、河川管理施設等の機能維持のため、的確に把握する。
- ・ 堤防・護岸については除草により異状の早期発見につとめ、堤防の適切な管理に努める。

(2)河道管理

- ・ 流下阻害となる要因に対して、樹木の再繁茂対策、維持掘削等適切な措置を講じる。

(3)堤防、護岸、樋門・排水機場等の施設管理

- ・ PDCAサイクルに基づき、施設の老朽化、損傷等適切に管理し、所要の対策を講じていく。

現行整備計画の点検

河川維持管理計画を策定し、平常時より河川の状態把握につとめ、現状の課題等を関係者と協力し、維持管理を実施しているところ。



第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

洪水時などの管理②

現行整備計画における主な記載内容

- ・地震が発生した場合には、被害の実態を把握し、緊急復旧活動等に資するため、情報連絡体制を整えるとともに、河川巡視等により堤防、小里川ダム等の河川管理施設の点検を行う。
- ・地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図る。
- ・大規模な災害が発生した場合において、防災エキスパートとの協力体制を強化し対策を講じる。
- ・出水等により、河川管理施設が損傷した場合には、迅速に復旧できる体制を整え、速やかに復旧を行う。

現行整備計画の点検

- ・(一社)庄内川災害対策協力会と「災害又は事故における国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所所管施設の緊急的な応急対策の支援に関する協定」を締結し、迅速な災害応急対策を実施する体制を構築。
- ・洪水や地震時の二次被害などの大規模災害に備え、職員や(一社)庄内川災害対策協力会による「堤防決壊時等の緊急対策シミュレーション」を毎年実施。
- ・河川堤防等が被災した場合の早期復旧に必要な資機材を高速道路より直接堤防へ搬入が可能となる「高速道路区域の一時使用に関する協定」を締結。



堤防決壊時等の緊急対策シミュレーション



NEXCO中日本(R3.3.15)及び名古屋高速道路公社(R3.3.19)との締結式

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

防災関係施設の整備

現行整備計画における主な記載内容

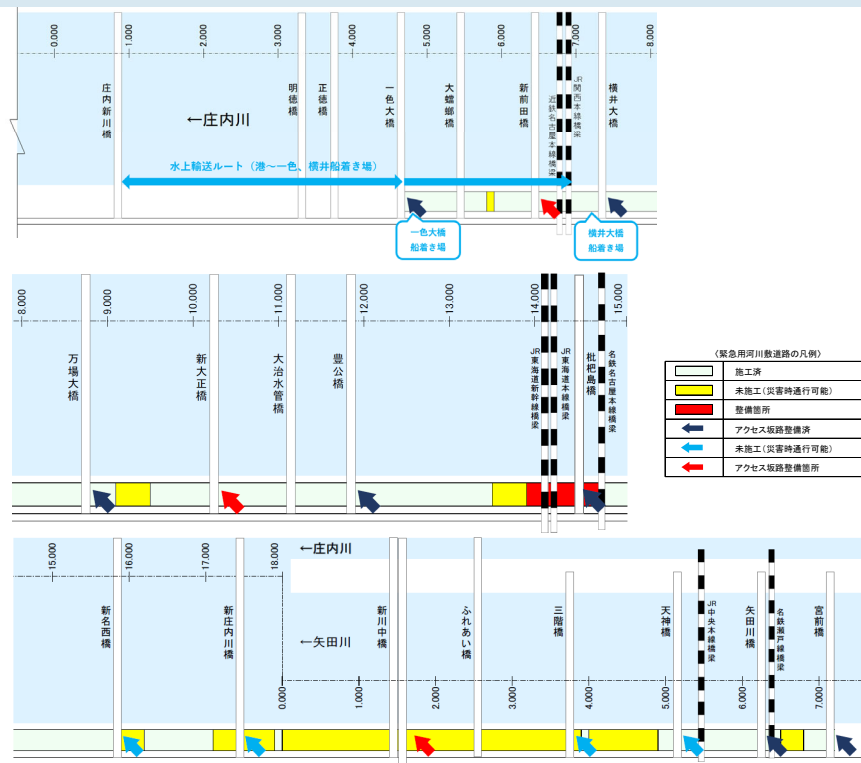
- ・水防拠点、水防倉庫整備するとともに、水防資材の常備、備蓄土砂として第二種側帯を整備する。
- ・緊急用船着場や緊急用河川敷道路の整備を推進、適正な利用を促進するとともに、適切な維持管理を実施する。

現行整備計画の点検

- ・水防拠点として脇之島防災拠点を整備。また水害に備え、水防拠点に資材を備蓄。
- ・緊急河川敷道路の整備を順次実施していくとともに適切な維持管理を実施。



水防拠点の整備及び資材の常備



緊急河川敷道路の整備状況(R2年度末時点)

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川情報システムの整備①

現行整備計画における主な記載内容

- ・洪水時等の非常時において、迅速かつ的確に情報を関係機関と共有できる情報ネットワークを整備するとともに、分かりやすい情報を迅速かつ正確に沿川住民に提供する。

現行整備計画の点検

- ・近年の大規模水害を踏まえ、住民が自ら水害リスクを察知し、主体的に避難ができるよう住民目線のソフト対策を重点的に推進
- ・洪水時の河川の水位等に関する避難行動につながる情報提供のため、CCTVカメラ2台、危機管理型水位計11台、簡易型河川監視カメラ2台を追加整備。

施設整備状況

	整備計画策定時	現在(R3. 10)
CCTVカメラ	62台	64台
危機管理型水位計	0台	11台
簡易型河川監視カメラ	0台	2台



危機管理型水位計



CCTVカメラ

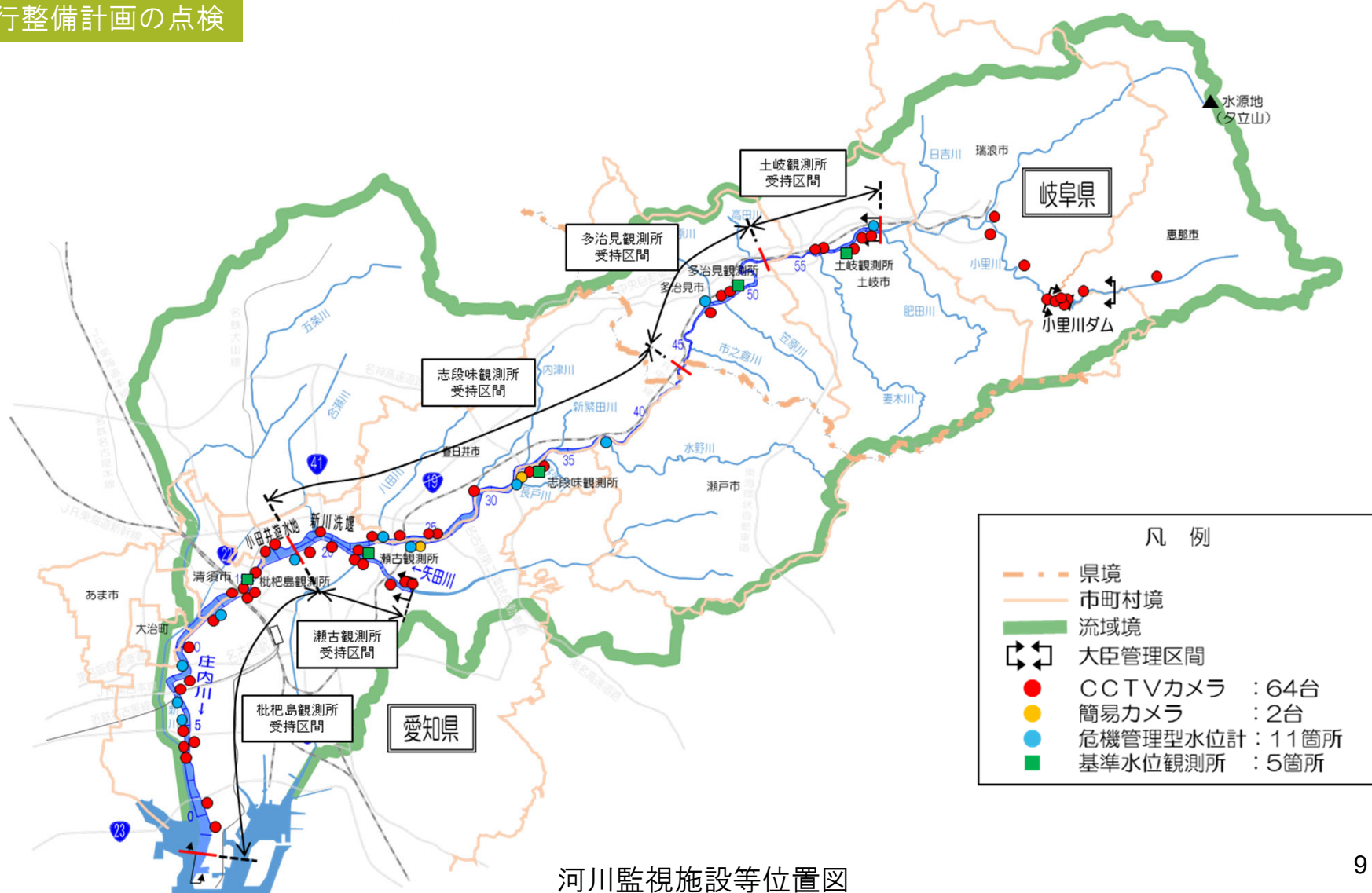


簡易型河川監視カメラ

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

河川情報システムの整備①

現行整備計画の点検



河川監視施設等位置図

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川情報システムの整備②

現行整備計画の点検

- ・河川情報をリアルタイムかつ一元的に把握可能なシステムを河川管理者・市町村・一般のユーザー毎に開発・改良。
 - ・沿川住民には「川の防災情報」や事務所HP、ケーブルテレビ等で降雨・水位(基準観測所・洪水リスクの高い箇所)・洪水予警報などをリアルタイムで提供。
 - ・6時間先までの水位予測※と縦断的に危険度分布を表示する水害リスクラインを構築。
 - ・緊急速報メールを活用し、プッシュ型の洪水情報(氾濫発生情報、氾濫危険情報)を配信するシステムを構築。
- ※洪水予報文に6時間先までの水位予測を掲載

■「川の防災情報」によるリアルタイムでの情報発信

庄内川河川事務所

- ・水位計
 - ・危機管理型水位計
 - ・CCTVカメラ
 - ・簡易型河川監視カメラ
 - ・洪水予報
 - ・ダム諸量
- 等



■緊急速報メールのプッシュ型配信



第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

被害を最小化するための取り組み①

現行整備計画における主な記載内容

- ・東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会(TNT)等を通じて、行政や施設管理者等の関係機関が、相互の協力体制を一層推進するとともに、発災時の危機管理行動計画を策定する。
- ・行政と住民の適切な役割分担のもと、自助・共助・公助がバランスよく機能した地域防災力の再構築を図る。

現行整備計画の点検

- ・大規模氾濫減災協議会を開催し、防災関係者間での洪水予報や水防活動に関する情報共有を実施。また、水防災意識社会の再構築のため、「土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針」を策定。各構成員がそれぞれ又は連携して庄内川流域の「人命被害ゼロ」「社会経済被害の最小化」を目標とした取組を推進。
- ・TNTでは大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関が共同して策定。
- ・大規模氾濫減災協議会とTNTが連携を図り、「大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組」を推進。



大規模氾濫減災協議会
(土岐川・庄内川水害から命を守るための会議)
【令和3年3月25日】



東海ネーデルランド高潮・洪水協議会 作業部会
WEB開催【令和3年3月17日】

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

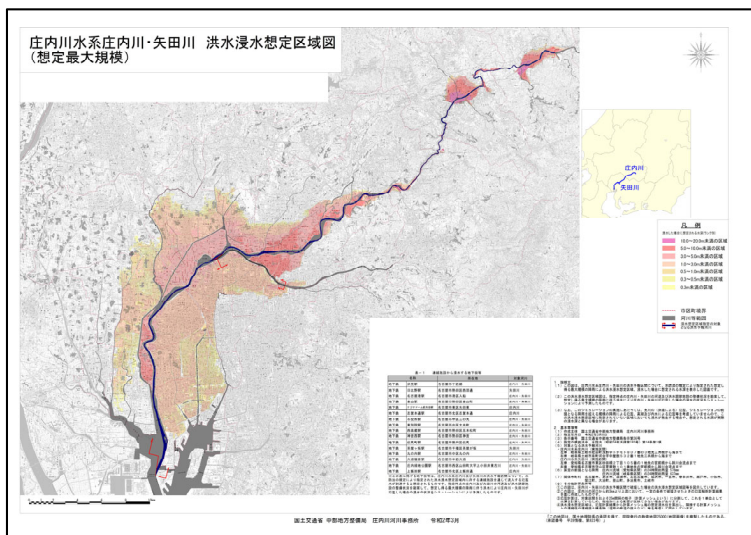
被害を最小化するための取り組み②

現行整備計画における主な記載内容

- ・洪水時の浸水状況や避難方法等の住民への情報提供として、洪水ハザードマップ等の作成支援を行う。
- ・伊勢湾台風や平成12年9月東海豪雨等による水害の教訓を踏まえ、地域住民、企業、マスコミ及び行政の連携強化を図る。

現行整備計画の点検

- ・計画規模及び想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表し、洪水ハザードマップの作成を支援。
- ・台風等の風水害に備えるため、多治見市、名古屋市において、地域住民・企業・行政等で検討した多機関連携タイムラインを作成し、試行運用を実施。



浸水想定区域図(想定最大規模)

名古屋駅地区地下空間タイムライン(共通行動版(案))(シナリオ1 早い段階で名古屋圏域において東海豪雨を超える降雨が予測された場合) <令和元年度版>

災害種類	発生可能な状況	発生・発生が想定される機関(市警視庁・パトロール)	各地下街等管理者の防災行動				
			情報関連	浸水防止対策	早期退出の促進	営業に係わる判断	地下街等管理者(テナント含む)の完全避難
→1201	自然の発生	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1202	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1203	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1204	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1205	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1206	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1207	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1208	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1209	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1210	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1211	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1212	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1213	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1214	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1215	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1216	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1217	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1218	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1219	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					
→1220	自然による発生への影響の可能性	【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報 【発生】発生に関する気象情報					

多機関連携タイムライン(名古屋駅地区地下空間タイムライン(共通行動版(案)))



平成30年度 第2回名古屋駅地区庄内川タイムライン検討会 (平成30年12月14日開催)

第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

排水ポンプ運転調整ルールの的確な運用、基準の見直し

現行整備計画における主な記載内容

- ・庄内川が危険な水位(基準水位)に達した場合には、堤防の破堤等による甚大な被害を回避するため、排水ポンプ管理者や関係機関とともに排水ポンプの運転調整ルールを的確に運用する。
- ・排水ポンプの運転調整の基準水位については、河川整備に伴う流下能力の向上に合わせて、学識経験者や関係行政機関で構成する検討会等により、適宜見直しを行う。

現行整備計画の点検

現行の整備計画のとおり、検討会を開催し、運転調整要綱の見直しを適宜行っている。

排水運転調整の経緯

◎平成13年度

ポンプ運転調整及びその運用を確立。東海豪雨の際、河川水位がHWLを超えるなど危険な状況となったため、基準地点・基準水位を設定。

◎平成17年度

ネック地点一色大橋の旧橋撤去、また激特事業※1による河道掘削等の治水安全度の向上により、基準水位を変更。

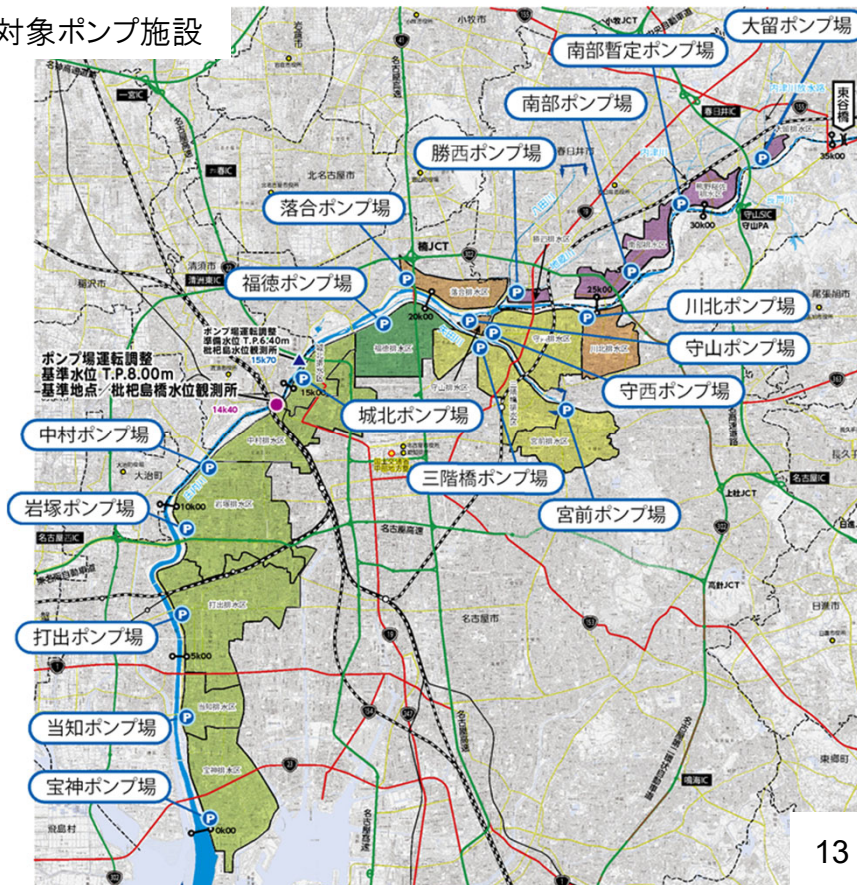
◎平成26年度

一色大橋特構事業※2完了に伴う堤防嵩上げの完成により当該地点の安全度が向上したため、基準地点・基準水位を変更。

※1 河川激甚災害対策特別緊急事業

※2 特定構造物改築事業

対象ポンプ施設



第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

流域における危機管理対策の推進

現行整備計画における主な記載内容

庄内川流域は、昭和30年代より著しく都市開発が進み、流域が有していた保水浸透機能が失われるとともに、土地開発に対応した河川改修と相まって、上中流域の洪水を、中部圏の中枢機能が集積した下流域に持ち込んでしまった。このため、下流域にできるだけ洪水を持ち込まないように、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。また、地球規模の気象変動が心配される中、被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。

現行整備計画の点検

- ・ 流域対策については、整備計画策定以降、関係機関と連携・調整してきたところであるが、流域治水協議会において、令和3年3月25日に構成員・オブザーバーの41機関で「庄内川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、取組をさらに加速させたところである。（令和3年12月2日時点：構成員・オブザーバー44機関）
- ・ 気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化の懸念より、令和2年5月に気候変動を踏まえた庄内川下流部の対策検討会を設立し、計画規模以上の外力に対してもどのような治水対策が考えられるか検討している。

会議名	回	開催日	概要
土岐川・庄内川 流域治水協議会	第1回	令和2年7月6日	協議会の設立、素案の提示、検討方針の確認
	第2回	令和2年9月14日	流域治水プロジェクトの中間とりまとめ
	第3回	令和2年10月13日	リーディング地区(多治見市・名古屋市)の対策紹介、全体像の共有・検討
	第4回	令和2年12月14日	各自治体の課題の抽出、検討状況報告
	第5回	令和3年3月25日	庄内川水系流域治水プロジェクトのとりまとめ
	第6回	令和3年7月2日	防災まちづくり・グリーンインフラに関する取組報告、ロゴマーク募集・シンポジウム開催の決定
	第7回	令和3年10月21日	新規参画構成員・オブザーバーの取組を共有
気候変動を踏まえた 庄内川下流部の対策 検討会	第1回	令和2年5月18日	検討会の位置づけ、進め方について、庄内川の概要、庄内川の課題
	第2回	令和2年10月22日	庄内川での気候変動の状況、想定される将来外力による被害ポテンシャル等
	第3回	令和2年12月17日	気候変動による外力について、考えられる対策について等

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第2項

**河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に
関する事項**

第4章 第3節 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用

渇水時の管理

現行整備計画における主な記載内容

- ・河川環境の保全及び取水安定化及び渇水時における取水の安定化等と河川環境保全のため、水量、水質の監視を行うとともに、関係機関や地域住民に対し、雨量、水量、水質等の情報提供を行う。
- ・また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量(枇杷島地点で概ね $5\text{m}^3/\text{s}$)は、小里川ダムを活用し維持するとともに、社会情勢の変化に合わせた水資源の適正な利用を促進する。
- ・渇水時には渇水調整協議会等により、状況に応じ必要な措置を講じるとともに、河川環境への影響の把握に努める。

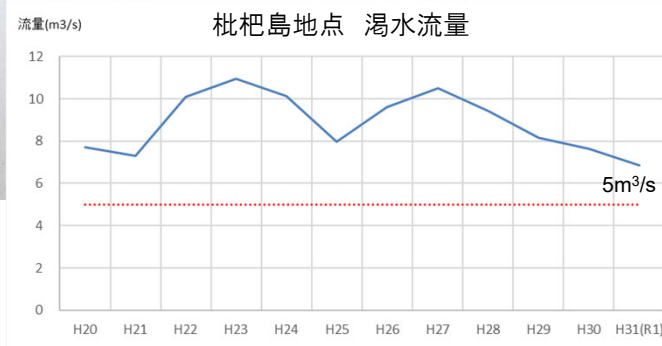
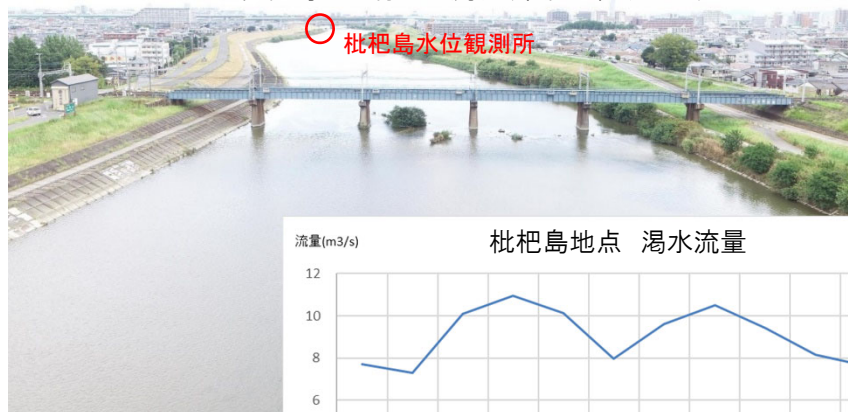
現行整備計画の点検

- ・流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、枇杷島地点にて概ね $5\text{m}^3/\text{s}$ としている。
- ・枇杷島地点の水位及び水質を常時監視している。
- ・枇杷島地点における平成20年から平成31年(令和元年)までの渇水流量は、 $5\text{m}^3/\text{s}$ 以上となっている。

枇杷島地点 観測値一覧

	豊水 (m^3/s)	平水 (m^3/s)	低水 (m^3/s)	渇水 (m^3/s)	最小 (m^3/s)
H20	24.40	13.73	9.52	7.70	5.45
H21	24.45	14.48	10.37	7.32	4.94
H22	35.58	18.75	12.85	10.08	7.51
H23	29.72	18.02	13.63	10.93	8.12
H24	25.06	15.93	12.25	10.12	8.53
H25	21.40	15.30	11.78	7.97	5.73
H26	27.95	17.73	13.32	9.59	5.81
H27	28.10	18.53	14.27	10.49	7.07
H28	23.80	15.82	12.20	9.42	5.25
H29	24.57	14.94	11.79	8.17	4.99
H30	25.58	15.16	10.22	7.65	5.93
H31(R1)	21.84	12.40	9.18	6.87	4.87

枇杷島地点付近の流況(令和2年9月2日)



第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第3項

河川環境の整備と保全に関する事項

第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の適正な利用

現行整備計画における主な記載内容

①河川利用の調整

他人に迷惑となる行為の注意喚起を図るため、看板設置等を行い、適正な河川利用の推進を図る。
また、不法耕作地等は、撤去、原状回復について迅速に対応する。

②安全な河川敷利用の推進

河川利用者が河川利用における自己責任や河川の安全利用のために、河川利用の妨げとなる危険箇所を把握し、対策を行うとともに、河川の安全な利用を推進するため、河川利用者等への啓発活動を行う。

③河川空間利用の維持、保全

庄内川の高水敷や水辺、水面等の河川空間について、地域住民や関係機関等と連携・調整し、親水施設、ビューポイント、公園・緑地等の維持・保全に努めるとともに、利用しやすい河川空間の向上を図る。

現行整備計画の点検

毎年、土岐川・庄内川安全な河川利用連絡会議等開催するなど関係機関と調整し、適正な河川利用に努めている。

①河川利用の調整



注意看板設置



河川利用自粛看板
(新型コロナウイルス感染
拡大防止措置)

②安全な河川敷利用の推進



土岐川・庄内川安全な河川利用連絡会議



安全利用点検

③河川空間利用の維持、保全



親水施設整備(階段護岸)



坂路のバリアフリー

第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

良好な自然環境の保全

現行整備計画における主な記載内容

- ・河川水辺の国勢調査、多自然川づくり追跡調査等、各種環境調査の結果等に基づき、良好な自然環境が適切に保全されるよう維持管理を行う。
- ・生息環境の著しい変化が見られる区域や貴重性の高い種の生息域については、庄内川水系河川環境管理基本計画におけるゾーニング等を踏まえ、河川の利用制限等による保全対策を実施するとともに、必要に応じて治水事業との調整を図りながら生息環境等の改善対策を実施する。

現行整備計画の点検

現行の整備計画に対して、継続して環境調査を実施し、維持管理を行っているところ。

種別	実施項目	頻度	実施方法	備考
河川環境調査	魚類調査	5年に1回	現地調査	次回実施予定:令和4年度
	底生動物調査	5年に1回	現地調査	次回実施予定:令和4年度
	植物調査	10年に1回	現地調査	次回実施予定:令和12年度
	鳥類調査	10年に1回	現地調査	次回実施予定:令和5年度
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	10年に1回	現地調査	次回実施予定:令和11年度
	陸上昆虫類等調査	10年に1回	現地調査	次回実施予定:令和9年度
	河川環境基図作成	5年に1回	図面作成 現地調査	次回実施予定:令和7年度
	河川空間利用実態調査	概ね5年に1回	現地調査	次回実施予定:令和6年度

第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

良好な景観の保全

現行整備計画における主な記載内容

- ・地域との連携、調整を図りながら、地域と一体となって河川景観の保全に努める。
- ・特に優れた河川景観を有する場所では、景観調査や河川利用者に対する意識調査等を実施し、良好な状態が維持されるよう努める。

現行整備計画の点検

- ・国指定藤前干潟鳥獣保護区(ラムサール条約湿地)となっている藤前干潟に隣接する河口部では、地域と一体となって『藤前干潟クリーン大作戦』として河川清掃を実施。
- ・また、『矢田川あそび』において水生生物調査及び水質調査を実施することで、河川景観の保全に関する啓発活動を行っている。



庄内川河口部のクリーン活動



ガサガサ調査による水生生物確認状況



透視度計による水質調査状況

第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

水質の保全、監視

現行整備計画における主な記載内容

- ・定期的な水質調査及び水質自動監視装置による水質監視を継続して実施し、水質状況を的確に把握するとともに、河川巡視等により、日々の河川の水質状況、排水状況等について監視する。
- ・これらの水質情報は、関係機関や地域住民等に幅広く情報提供を行う。

現行整備計画の点検

- ・定期的な水質調査及び水質自動監視装置による水質監視を継続して実施している。
- ・水質調査結果より水質環境の改善が確認され、水質環境基準の水域類型の見直しも行っている。
- ・水質情報は、「庄内川水系水質保全連絡協議会」を開催し、関係機関と情報共有を図っている。
- ・沿川自治体と協同し、水質改善や水質に関する啓発活動も実施している。

水域類型の指定状況

水域の範囲	環境基準点	整備計画時類型	令和3年度類型
庄内川下流 (水分橋より下流)	ひかりまほし 枇杷島橋	D	C
庄内川中流(2) (水野川合流点から水分橋まで)	みずわけぼし 水分橋	D	C
	おのどぼし 大留橋	D	C
庄内川中流(1) (小里川合流点から水野川合流点まで)	しろがねぼし 城嶺橋	B	A
	あまがほし 天ヶ橋	B	B
	さんまきょうぼし 三共橋	B	B
庄内川上流 (小里川合流点より上流)	みずなみおほし 瑞浪大橋	A	A
矢田川下流 (大森橋より下流)	てんじんぼし 天神橋	D	D
矢田川上流 (大森橋より上流)	おおもろぼし 大森橋	D	D
新川下流 (新橋より下流)	かやつぼし 萱津橋	E	D
五条川下流 (待合橋より下流)	まちあいぼし 待合橋	E	D
堀川 (全域)	みなとしんぼし 港新橋	D	D
笠原川 (全域)	さくらぼし 桜橋	A	A
妻木川 (全域)	みゆきぼし 御幸橋	B	B
肥田川 (全域)	ひだぼし 肥田橋	B	B
小里川 (全域)	こぼし はら子橋	B	B

●環境類型見直しの概要

令和2年3月31日、愛知県が環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき庄内川等水域の生活環境保全に関する水質環境基準の水域類型を見直した。

- ・庄内川中流(1) 城嶺橋 類型B → A
- ・庄内川中流(2) 大留橋、水分橋 類型D → C
- ・庄内川下流 枇杷島橋、庄内新川橋 類型D → C

●自治体と協同して実施した、水質改善の啓発活動の例(名古屋市)

名古屋市と協同して、庄内川の水質と名古屋市の取組について紹介する啓発動画を作成

(名古屋市公式Youtubeチャンネル「まるはっちゅ〜ぶ」にて公開中)



【動画の一部】



下之一色魚市場でのインタビュー



白く濁っていた頃の庄内川



下水道の整備
水環境の改善に向けた取り組み



市民団体の方々のインタビュー

第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

水質事故への対応

現行整備計画における主な記載内容

- ・突発的に発生する水質事故に対処するため、汚濁源情報の把握に努めるとともに、庄内川水系水質保全連絡協議会による情報連絡体制等情報連絡の充実及び迅速化に努める。
- ・水質事故発生時には、水質事故対策マニュアルに基づき、事故状況、被害状況及び原因把握を迅速に行い、関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止のための適切な措置を講じる。
- ・水質事故対策資材の備蓄については、関係機関等の備蓄状況についても把握し、事故発生時に速やかに資材等の確保が図れるよう対応していく。

現行整備計画の点検

H20年より、水質事故対応や水質測定結果等の水質保全に関する情報共有を図るため、委員会・幹事会を毎年開催するとともに、水質事故時の対応技術向上のために、訓練を毎年実施している。（R2年度はコロナ感染拡大防止のため中止）

■水質保全連絡協議会

協議会事業	実施内容
庄内川水系水質保全連絡協議会 委員会・幹事会	事業報告(水質事故含む)、水質測定結果
庄内川水系水質保全連絡協議会 水質事故現地対策訓練	ロープ基本結索、オイルフェンス設置・撤去 パケットの水質検査

■水質事故発生時の対応

R2.10月に守山川で発生した軽油流出事故を受け、名古屋市(守山川管理者)と連携して、オイルフェンスを設置



矢田川(守山川排水樋門)



守山川

第5章 地域と連携した取り組み

第1節

人と川との関わりについて

第5章 第1節 人と川の関わりについて

地域と進める川づくり

現行整備計画における主な記載内容

- ・庄内川沿川に暮らす地域住民が庄内川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現していくため、地域と一体となった、より良い河川管理を推進する。
- ・多種多様な市民団体等が積極的に活動している庄内川において、地域住民や市民団体等の地域活動や社会貢献活動、交流の場づくり等の支援をする。
- ・緊急時の防災拠点として整備されている水防センター等について、交流の拠点等として有効活用を図る。

現行整備計画の点検

- ・河川協力団体及びアダプト団体と一体となって、河川清掃や地域活動に積極的な支援を行っている。
- ・また、防災拠点を地域住民と市民団体等の交流の場としてイベント等に有効活用している。

■ 地域と一体となった河川管理の推進



河川協力団体主催による藤前干潟クリーン大作戦



庄内川アダプト団体による河川清掃活動

■ 地域活動支援



事務所主催の会議開催状況
(水防センター施設を会議の場として活用し、市民団体等の交流の場づくりの支援及び情報提供等を実施)



河川協力団体の地域活動状況
(川に関する環境学習を支援)



イベント開催状況
(水防センターを住民活動・交流の拠点として活用し、市民団体等のイベントを支援)



市民会議開催状況
(市民団体等が集い、情報交換や交流する活動を支援)

第5章 第1節 人と川の関わりについて

社会的な課題への支援

現行整備計画における主な記載内容

様々な事情により庄内川の高水敷に住むことを余儀なくされているホームレスについては、洪水時に非常に危険な状況となることから、自治体や地域住民、市民支援団体、企業と連携、調整し人権が保障されるよう自立支援の推進を図る他、河川巡視により日頃から状況の把握に努める。

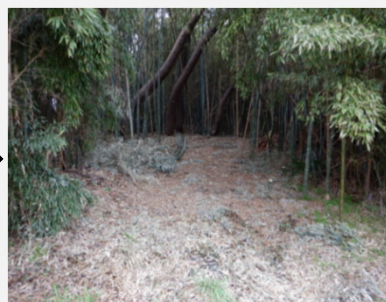
現行整備計画の点検

自治体・福祉関係団体等と連携し、自立支援の取り組みを行っている。

■自治体・ボランティア団体との合同巡視実施状況(自立に向けた支援活動)



■小屋の是正状況



平成20年からの人数

H20	119名	H27	24名
H21	121名	H28	27名
H22	97名	H29	25名
H23	80名	H30	18名
H24	57名	H31(R元)	19名
H25	43名	R2	18名
H26	31名	R3	11名

第5章 第1節 人と川の関わりについて

健全な水循環系の構築

流域における対策

現行整備計画における主な記載内容

- ・健全な水循環系の構築に向け、関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究等に取り組む。
- ・流域全体に降った雨を流域や河川等で互いに分担しあい、洪水をできるだけ庄内川に流出しないようにすることが必要であり、関係機関等と連携、調整して、問題提起を図るとともに、流域住民への啓発活動や流域からの流出を抑制する施策等を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

現行整備計画の点検

- ・流域からの流出抑制の取組について、整備計画策定以降、関係機関と連携・調整してきたところであるが、流域治水協議会において、令和3年3月25日に構成員・オブザーバーの41機関で「庄内川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、取組をさらに加速させたところである（令和3年12月2日時点：構成員・オブザーバー44機関）。
- ・令和3年夏にはロゴマークの公募を実施、秋にはシンポジウムを開催し、流域住民への啓発活動にも取り組んでいる。

庄内川水系流域治水プロジェクト【位置図】
～東西を繋ぎ、日本経済を支える名古屋都市圏を水害から守る流域治水対策～

◎令和元年東日本台風では、各地で記録最大を記録する洪水により甚大な被害が発生したことを経まえ、庄内川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。

◎日本経済を支える産業集積地である庄内、日本のピロートル地帯を有する流域であり、水害リスクが高い。流域であることから、橋梁改修（河床部対策）や公園等を活用した高台の整備、地下空間・地区タイムラインの作成・周知等を実施する。

◎この年の開始により、管理期間において、観測史上最大となった平成10年の月洪水（東海用水）に次ぐ平成元年9月洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

◎事業を進めるだけでなく、減らすための対策
・堤防整備、河床改修、橋梁改修、河床の保固、洪水調整池、河床掘削等の対策
・堤防の強化
・河床掘削等の対策
・堤防・橋梁等の対策
・河床掘削等の対策
・河床掘削等の対策

◎被害対策を減らすための対策
・河床掘削等の対策
・河床掘削等の対策
・河床掘削等の対策
・河床掘削等の対策
・河床掘削等の対策

◎数字の軽減、早期対応・復旧のための対策
・早期対応のための対策
・早期対応のための対策
・早期対応のための対策
・早期対応のための対策
・早期対応のための対策

※大匠管理区域以外は、県、政令市管理河川の代表的な箇所（河川）を示したものである。
※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。
※上記の対策は代表的な事例を記載している。

庄内川流域治水協議会

庄内川・庄内川 流域治水 シンポジウム
11月20日(土) 13:30~15:30
今池ガスホール

先着150名 入場無料

シンポジウム ポスター
流域治水ムービー、基調講演、パネルディスカッション、ロゴマーク決定式典を実施。

ロゴマーク 募集ポスター
8/31まで一般募集し、79作品の応募あり。

庄内川水系流域治水プロジェクトとりまとめ記念撮影
※写真撮影時のみマスクを外しています。

第5章 地域と連携した取り組み

第2節

庄内川の川づくりの進め方

第5章 第2節 庄内川の川づくりの進め方

地域とのコミュニケーション

現行整備計画における主な記載内容

- ・ホームページや庄内川・土岐川だより等の広報誌により積極的に庄内川に関する情報発信を行うとともに、リバーぴあ等のイベント等により地域との情報の共有化を進めていく。
- ・庄内川を活用した総合的な学習や、職員が有する知見等を地域社会に還元し地域との交流を深める出前講師、地域活動等への支援等を通じて、地域との両方向のコミュニケーションの向上を図る。

現行整備計画の点検

- ・身近で便利なコミュニケーション手段として、SNSを活用することでリアルタイムな情報発信に努めている。
- ・また、総合・体験学習（※コロナ過においては出前講座）を実施し、地域との交流を深めている。



東海豪雨から20年～あなたの命を守るメッセージ～
(第2部)「東海豪雨以降の防災対策と近年の豪雨災害」
・名古屋地方気象台長 東田進也
・庄内川河川事務所長 西田将人



小学校等への
出前講座の様子



矢田川について勉強してもらえる新たなコンテンツ『矢田川であそぼう!』を事務所ホームページに追加

第5章 第2節 庄内川の川づくりの進め方

住民参画による川づくりの推進

現行整備計画における主な記載内容

- ・事業の進め方や住民の関わりを予め明確にし、情報を共有するとともに、事業計画の初期段階から個々のニーズに合わせた様々な住民参加の機会を設ける等、住民が参加できる具体的な川づくりを推進。
- ・河川管理においても、沿川住民(河川愛護モニター)とともに河川状況を把握する等、住民参画を推進。
- ・川づくりは、国や県、市町等、様々な行政分野に関連していることや、行政による支援や行政と住民との連携が重要。
- ・関係する行政間で連絡を密にして、情報を共有し、効果的かつ効率的な川づくりを推進。

現行整備計画の点検

- ・河川愛護モニターを毎年度、第一出張所及び第二出張所管内で沿川住民の方に委嘱し、庄内川の河川利用状況や不法投棄等の河川状況の把握等、地域住民と連携した河川管理に取り組んでいる。
- ・流域一体となった庄内川の川づくりを進めていくため、河川協力団体と連携して、志段味ビオトープの整備を実施した。また、毎月の定例会議に参画し、志段味ビオトープの竹林整備を中心とした維持管理など、流域住民が主体となった庄内川の川づくりを支援している。



河川協力団体(土岐川・庄内川流域ネットワーク)の活動状況



河川愛護モニター委嘱の状況

第5章 第2節 庄内川の川づくりの進め方

国際的な交流や情報交換等の促進

現行整備計画における主な記載内容

- ・将来にわたって水の持続的な利用が可能となるよう、地球温暖化等の地球環境の変化等、水資源に関する問題に対応するため、国際的な交流や情報交換等を進めていくことが必要。
- ・地球規模の気候変動が騒がれるなか、米国南部ニューオリンズで起こったハリケーン・カトリーナによる水害の教訓等は、広域地盤沈下が進行する海拔ゼロメートル地帯等の地域特性が類似した濃尾平野に位置する庄内川の危機管理を考えるうえで重要な情報であり、積極的に国際的な交流や情報交換等を進めていくことが必要。
- ・このため、水と衛生の問題、水不足、水に関連した自然災害による被害の増大、水質の悪化と淡水生態系の危機、地球温暖化問題等、様々な地球上の水問題の解決に向け、調査研究を進めるとともに、国際的な交流や情報交換等の促進を図る。

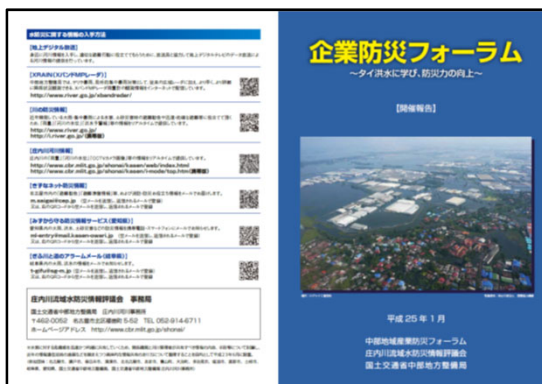
現行整備計画の点検

- ・平成25年1月25日(金)、企業防災フォーラムを中部地域産業防災フォーラム、庄内川流域水防災情報評議会を中部地方整備局が主催で開催。
- ・平成27年11月26日(木)、庄内川河川事務所の取り組みについて海外から視察団が来日。

2011年タイ洪水、排水ポンプ車派遣

タイ洪水を教訓に、防災力向上のシンポジウムを開催

水害からの経済被害を最小限にするために、減災に必要な対策、各主体の役割と取組を議論



国際的交流、情報交換の一例(企業防災フォーラム)

フィリピン視察団